

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年7月20日第12回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜

花野進・日高隆克・鳥居幸洋

石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

上妻廣美

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 非農地証明について

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)おはようございます。ただいまから、第12回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)本日は、6番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。

それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議長)座って議事を進行させて頂きます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番杉浦委員、7番花野委員を指名します。

(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総

- 会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数6件、筆数24筆、面積60,783㎡ 田11,584㎡ 畑49,199㎡です。賃貸借権、件数3件、筆数6筆、面積14,095㎡ 畑14,095㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく申し上げます。
- (議長)次に、順位1について、担当調査委員の2番梶原委員の説明をお願いします。
- (2番委員)はい、2番梶原です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る7月15日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目田、面積1,871㎡です。譲渡人、住所大阪府〇〇〇〇〇4丁目13番21号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、〇〇集落の〇〇〇〇〇さん宅より、田浦の方へ〇〇m行ったところでございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しく申し上げます。
- (議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありますか。
- (事務局)ありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。
- (10番委員)はい、10番石堂です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る7月17日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積1,367㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積7,062㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-1、地目田、面積1,288㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇〇-2、地目畑、面積878㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積438㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,882㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,233㎡です。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。

譲受人,住所 中種子町〇〇〇〇〇番地,〇〇〇〇さん。申請理由は,譲渡人が子への贈与,譲受人が父よりの受贈となっております。場所については,字〇〇〇〇番が,〇〇公民館から神社に向かいまして,神社の鳥居の前の田です。〇〇〇〇-3は,〇〇〇〇を上がったところの100m程手前です。字〇〇〇〇〇〇-1と〇〇〇〇-2は,広域農道の〇〇〇〇線の真ん中あたりの〇〇〇〇さん宅の近くに〇〇がありますが,その道を1km程行きますと,〇〇〇〇にでます。その道を海の方に約〇〇m行ったところ。字〇〇〇〇〇〇は,反対方向の広域農道方向に約〇〇m行ったところの田です。字〇〇〇〇〇〇〇〇番は,〇〇〇〇近くにバス路線がありますが,川のところを〇〇m行って曲がって左に上がり,約200m行ったところの圃場整備の畑です。字〇〇〇〇〇〇〇〇番は,先程の畑を100m程バックしまして,まっすぐ行き,〇〇m程行ったところの畑です。まっすぐ行きますと〇〇〇があるところです。調査の結果,労働力,農業機械を確保しており,また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われ。委員の皆様のご審議の程,宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について,担当調査委員の9番鳥居委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい,9番鳥居です。議案第1号順位3について説明いたします。

去る7月15日,譲受人,〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇-2,地目畑,面積1,853㎡。大字〇〇,字〇〇,地番〇〇〇〇-1,地目田,面積2,598㎡。大字〇〇,字〇〇,地番〇〇〇〇-2,地目田,面積3,325㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇-2,地目畑,面積1,884㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇,地目畑,面積2,489㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇,地目畑,面積1,983㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇,地目畑,面積2,181㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇-乙,地目畑,面積667㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇,地目畑,面積1,662㎡。大字〇〇,字〇〇〇〇,地番〇〇〇〇-2,地目畑,面積595㎡です。譲渡人,住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1,〇〇〇〇さん。譲受人,住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1,〇〇〇〇さん。申請理由は,譲渡人が子への贈与,譲受人が父より受贈となっております。場所については,字〇〇〇〇が,〇〇の〇〇〇〇さん宅から旧国道に入りまして,〇〇m程行ったところの左手に〇〇〇〇さんの自宅があります

が、自宅の裏になります。字〇〇につきましては、〇〇の国道沿いの〇〇〇〇さん宅より〇〇〇の方へ 30m 程行きますと、右に未舗装の道路があります。その道を入り、突き当たったところになります。字〇〇〇につきましては、〇〇の方から来まして〇〇〇〇さん宅を左折し、道なりに〇〇 m 程行ったところの右手の畑になります。字〇〇〇〇につきましては、同じく〇〇〇〇さん宅を左折しまして、〇〇 m 行ったところの左手の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位4について説明いたします。

去る7月10日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を行ないました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-30、地目畑、面積 2,269 m²。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-50、地目畑、面積 2,890 m²です。譲渡人、住所 霧島市〇〇〇〇800番地3 〇〇〇〇Ⅱ104、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については、一筆が、〇〇の県道を行ったところに看板があります。看板のところの三文字の、一番〇〇〇に近い道路の右側です。もう一筆は、〇〇〇の〇〇〇〇手前の三文字を、〇〇〇に向かい 800m 程進んだところの三文字を、右に〇〇 m 程進んだ右側です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位5について説明いたします。

去る7月10日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇

〇〇〇〇－3，地目畑，面積 1,335 m²です。貸人，住所 鹿児島市〇〇〇〇44番19号，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町〇〇〇〇番地，〇〇〇〇〇〇〇〇さん。これは，元〇〇〇〇になります。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始による賃貸借となっております。貸借の内容については，賃借料が，10 a当り年間〇〇〇〇円，貸借期間3年の賃貸借権の設定です。場所につきましては，いずれも〇〇〇〇の工場の近くとなっております。〇〇〇との境の広域農道を上がりますと，〇〇〇〇があります。そこから〇〇m程上に行ったところが，字〇〇〇の畑です。〇〇〇〇の工場から東に〇〇m程行ったところが，字〇〇〇の畑，〇〇〇〇は，〇〇〇から上に〇〇m程行ったところにある畑でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい，少し補足をさせていただきます。借人は，農地所有適格法人となっております。現在休止しております〇〇〇〇〇〇〇〇を，開始をしようとするものです。今回の申請にあたりまして，農地所有適格法人要件届出書，会社の登記簿及び会社の定款，法人異動届，営農計画書を添付して，申請をしております。以上です。

(事務局長)私の方からも，法人について説明させていただきたいと思っております。この法人につきましては，構成員は10名でございます。内2人は〇〇〇の方で，代表取締役と役員です。8名につきましては，種子島の方を雇用して，経営を行っていくということでございます。経営の形態につきましては，さとうきびを植え付けて，その加工品を販売するというので，〇〇〇〇で作っていたものを，6次産業化して進めていくという法人でございます。以上，よろしく申し上げます。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位9については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転6件，貸借権3件については，許可することに決定しました。

次に，日程第4，議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，資料の6頁をお開き下さい。議案第2号，農地法第4条申請，順位1について説明いたします。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地8。申請地，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇

番9, 地目畑, 地積 2,281 m²です。転用目的といたしまして、その他資材置場として転用をしたいというものです。申請理由といたしましては、申請人は〇〇〇〇請負業を営んでおります。建築の資材等の置き場として、申請地を利用したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内の第2種農地(その他の農地)と考えます。農振農用地ではありますが、ただ今、除外の申請を行なっております。実現性はありと思われれます。委員の皆さんのご審議の程、宜しく申し上げます。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の14番の濱脇が説明をします。議案第2号、農地法第4条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般7月12日午前10時00分より、上妻委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、県道〇〇〇〇線の〇〇集落にある〇〇〇〇橋の下の町道を50m程〇〇〇方行に上がった右手にあります。申請人は現在、〇〇〇〇請負業を営んでおります。建築現場で使用する資材等の置き場として、申請地を利用したいということです。この案件につきましては、申請人の父親が、生前、平成10年ごろから、現状として利用していたということであり、違反転用でありました。今回、父親名義の物件を相続したことにより判明し、農業委員会で指導を行い、この申請となりました。経緯についての理由書も添付されております。周囲は、人家や建物もなく、第三者所有の山林に囲まれております。転用によって、付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、現状のまま利用するということであり、資金は不要と思われれます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第3号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、7頁をお開き下さい。議案第3号、農地法第5条申請、順位1について説明します。申請人、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇

〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地3。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積 2,107 m²。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積 891 m²。計で 2,998 m²となっております。転用目的としまして、その他、〇〇〇〇工場・事務所となっております。申請理由としまして、今般、〇〇〇の修理・販売の会社を設立・開業するにあたり、申請地を購入して、〇〇工場を建築したいというものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域内、農振農用地内の第2種農地（市街地近接農地）と考えます。農振農用地ではありますが、ただ今、除外の申請中であります。棟数・面積等につきましては、〇〇〇〇工場・事務所として 344.23 m²、その他を駐車場区画として利用したいということです。会社の登記簿及び定款、事業計画、事業概要、金融機関の残高証明及び融資証明書等も提出されており、実現性はありと思われます。土砂の流出の被害が出ないよう、被害防除計画も提出をされております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第3号、農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般7月12日午前9時30分より、濱脇会長、花野委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、国道58号線を〇〇〇〇方向に行きますと、〇〇〇〇の信号機があります。そこを〇に折れますと、〇〇〇〇です。〇〇〇〇の倉庫方向に〇〇 m程行ったところの左側の圃場です。ちょうど角に、〇〇〇〇〇〇〇〇があり、その北側です。申請人は現在、〇〇〇〇販売店に勤務をしております。今回、〇〇〇修理・販売の会社を設立、開業するにあたり、申請地を購入して〇〇〇〇工場を建築したいというものです。申請地には、〇〇〇〇〇工場及び事務所を建築し、その他を来客用駐車場、〇〇〇置き場、〇〇置き場として利用するという事業計画書、配置図も添付されております。周辺の農地への影響が及ばないよう、被害防除計画・排水計画も添付されております。転用によって、付近に被害を与える恐れはないと考えます。資金計画においても、金融機関の残高証明書、融資証明書を添付しております。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様方のご審議を宜しく願います。以上です。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

次に日程第6、議案第4号「非農地証明について」を議題とします。

本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、8頁をお開き下さい。議案第4号、非農地証明、順位1について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番5、地目畑、地積337㎡です。申請人、〇〇〇〇さん、住所 東京都〇〇〇〇〇6丁目15番4号。申請理由としたしまして、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和60年から耕地として利用せず、現況は宅地となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長) 次に、順位1について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員) はい、10番石堂です。議案第4号、非農地証明、順位1について説明いたします。この案件につきましては、先般7月12日午前9時00分より、濱協会長、東委員、山口推進委員、事務局、申請人の叔父であります、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所でございますが、〇〇〇〇の信号機をまっすぐ〇〇〇〇〇〇の方へ行きますと、途中で〇〇〇〇〇〇〇がございませぬ。その道をまっすぐ100m 弱行ったところの左手に、〇〇〇〇〇〇〇〇がございませぬ。〇〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ裏側に当たるところでございませぬ。申請理由は、登記地目は畑であるが昭和60年から耕地として利用せず現況は宅地となっており、この申請となりました。耕作をしなくなってから33年経っていることから、非農地が妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありますか。

(委員・事務局) ありません。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい、9頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部

変更について説明いたします。件数2件，筆数3筆，変更面積14,442㎡，契約年数10年の合意解約でございます。詳細につきましては，10頁から12頁に添付しております。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については，承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は，承認することに決定しました。

次に日程第8，承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，資料の13頁をお開き下さい。承認第2号，農用地利用集積計画についてを説明いたします。平成30年7月31日を公告日とする利用権設定，賃貸借権25件，使用貸借権1件，筆数48筆，面積116,918㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては，14頁から53頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに，ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は，承認することに決定しました。

これで，本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第12回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者

